

第118回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

水道機工株式会社

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.suiki.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様を提供して
おります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要は、以下の通りであります。(当事業年度において2021年12月20日付取締役会にて一部改正)

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、グループ全体に適用する企業倫理・法令遵守行動規範(以下、「企業行動規範」という)を定め、それを取締役及び使用人に周知徹底させる。
 - ロ. CSR・法令遵守・人権委員会を通じ取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、企業倫理・法令遵守ハンドブックの作成・配布を行うこと等により、コンプライアンスの理解を深め、尊重する意識を醸成する。
 - ハ. 社外取締役が客観的かつ独立的な見地より助言を行うことにより、適法性、妥当性、適正性を確保する。
 - ニ. 事業活動における企業行動規範・社内規定等を遵守させるべく、内部監査を担当する社長直轄の内部監査室を置き、内部監査規定に従い監査を行う。
 - ホ. 取締役及び使用人が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を社内及び社外に構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 重要な意思決定及び報告に関しては、文書管理規定に基づき文書の作成、保存及び廃棄を行う。
 - ロ. 個人情報保護への対応として、個人情報管理規定を制定し、個人情報の保護方針及び社内の情報管理体制を定める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 事業部等の部門責任者は、それぞれ固有のリスクを認識し、リスクの発生を防止するための管理を行う。部門責任者は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
 - ロ. 財務報告に関する内部統制体制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役社長、取締役（監査等委員を除く）、取締役（常勤監査等委員）及び理事から構成される経営会議を原則月2回開催し、迅速に経営上の重要事項の方向付けを行うことによって取締役会を補完する機能を果たす。
 - ロ. その他効率的な意思決定が可能となるよう決裁権限関連規程を制定し、取締役会及び経営会議で審議・承認されるべき事項、並びに担当取締役（監査等委員を除く）等に委任される事項を規定している。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 企業行動規範を定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - ロ. 子会社に対し管理・支援の基準となる関連規程を整備し、子会社として親会社の承認を求める事項ならびに報告を行う事項を定め、当社グループ全体としてのリスク管理及び効率的運営に努める。
 - ハ. 子会社の取締役及び監査役を兼務する取締役及び使用人は、子会社取締役会への出席、定例的実査の実施、当社内部監査室及び子会社の内部監査部門のスタッフ機能の活用などを通じて、法令及び定款並びに当社グループとしての企業行動規範の遵守、情報の保存及び管理について指導を行う。
 - ニ. グループ内取引については、必要に応じ内部監査室が審査する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- イ. 監査等委員会が補助使用人を置く必要があると認めるときは、補助使用人の体制整備及び強化に努める。
 - ロ. 監査等委員会の監査の支援のために、内部監査室に属する使用人がその任にあたり、当該使用人は監査等委員会の指揮の下、補助業務を遂行する。
 - ハ. 監査等委員会の監査の実効性を確保する観点から、補助使用人並びに内部監査室に属する使用人は、当社の事業、財務会計、コンプライアンス等に関する一定程度の知見を有する者を配置する。
- ⑦ 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項
- 補助使用人並びに内部監査室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては、監査等委員会の同意を必要とする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会からその職務執行に関する報告を求められた場合は、速やかに当該事項につき報告する。
 - ロ. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがある時、取締役（監査等委員を除く）及び使用人による違法又は不正な行為を発見した時、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、監査等委員会に報告する。
 - ハ. 取締役（監査等委員を除く）及び部門責任者は、監査等委員会と協議の上、定期的または不定期に、担当部門のリスク管理体制について報告する。
 - ニ. 内部通報制度等を通じて監査等委員会へ報告を行った者に対し、いかなる不利益な取り扱いも行わず、不利益な取り扱いがあった場合には厳正に対処する。
 - ホ. 上記各号の報告及び取り扱いは、子会社の取締役及び使用人にも適用される。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人の監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努める。
 - ロ. 代表取締役社長と取締役（監査等委員）との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ハ. 取締役（監査等委員）の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員会の意見を尊重して適切に負担を行う。
- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
- イ. 反社会的勢力及び団体に対しては、グループ会社の取締役及び使用人が守るべき企業行動規範に基づき毅然とした対応を行い、これらと関係のある先とはいかなる取引も行わない。
 - ロ. 総務部を対応部署とし、平素より所轄警察署及び外部専門機関から関連情報を収集し、反社会的勢力を排除する体制の整備を推進する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

① コンプライアンスに関する主な運用状況

- イ. 当社グループは、2021年6月に新たな企業理念及びビジョンを制定しました。全ての役員並びに従業員一人ひとりがこの企業理念及びビジョンを企業倫理・法令遵守のための行動規範とするよう浸透活動を開始しております。
- ロ. 「企業倫理・法令遵守ハンドブック」を子会社を含む全役職員に配布し、コンプライアンスに関して周知徹底を図っております。また、社員研修時の講話や社外講師によるセミナー開催、社内掲示物等による啓蒙活動を実施しております。
- ハ. 取締役（監査等委員）同行のもと、内部監査室による子会社を含む事業部・拠点への内部監査を実施しております。同監査では、企業倫理・法令遵守の取り組みやリスク管理の状況、関連法規や就業規則の遵守状況などのヒアリングを実施しております。
- ニ. 職場単位で、他社における不祥事事例に基づく話し込みを行い、不正行為の防止に対する感性を高める活動を実施しております。

② 取締役会の体制に関する主な運用状況

- イ. 取締役会は、取締役（監査等委員）3名を含む取締役8名で構成され、取締役の職務の執行状況及び内部統制システムの運用状況の監督、経営リスク等の審議及びその他重要事項の決定を行っております。当事業年度においては計19回開催されております。
- ロ. 経営会議は、取締役（監査等委員を除く）、取締役（常勤監査等委員）及び理事の7名で構成され、経営上の重要事項について審議を行っております。当事業年度においては、計24回開催され、各議案についての審議を行い、取締役会を補完する機関としての機能を果たしております。

③ 監査の体制に関する主な運用状況

- イ. 取締役（常勤監査等委員）は、経営会議及びその他重要な会議に出席し業務執行状況を把握しており、必要に応じ取締役（監査等委員を除く）及び使用人に対して報告を求めています。
- ロ. 取締役（常勤監査等委員）は、各事業部等が開催する定例会議のうち、監査上必要な会議に出席して会議の運営を監視するとともに、必要な意見等を述べております。
- ハ. 内部監査室使用人は、取締役（監査等委員）の監査を補助するに足る知見を有する者で構成され、適時適切に取締役（監査等委員）の監査に対する支援を行っております。

(施工管理技士資格等に係る不正取得への再発防止対応状況について)

① 施工管理技士資格等に係る不正取得に関する再発防止の取り組みについて

イ. 再発防止のための実行計画策定の背景

2020年9月における第三者委員会からの提言に基づき、実行計画書を策定し、2020年10月に取締役会において承認を受け、実行に着手しました。

当事業年度においては、策定された実行計画の継続実施ならびに実施状況のフォローが行われております。

ロ. 実行計画の妥当性の確認

取締役会において、社外取締役並びに取締役（監査等委員）が客観的視点から実行計画の妥当性を評価し、出席取締役の全員一致により決定しております。加えて実行計画の実施状況のフォローに関するモニタリングが行われております。

ハ. 実行計画の推進スケジュール

2020年10月から開始し、緊急的な対応並びに社内組織体制の構築を2020年度に完了させ、恒久対策等実行に時間を要するものについては、2021年度に完了いたしました。

② 実行計画の取り組み状況について

イ. 全般状況：概ね実行計画通りに再発防止体制が機能しております。なお、実施施策のフォロー状況は、取締役会へ報告され、社外取締役並びに取締役（監査等委員）によるモニタリングが行われております。

ロ. 個別実施項目における対応概要

(ア) 適切な資格取得奨励と人材育成プランの検討：資格奨励制度を見直し、関連する給与規定等を2021年4月から改定し、運用を開始しました。また、人材育成プランの検討については、複線型のキャリアプランが選択可能となる新等級・賃金制度へ2022年4月から改定しております。

(イ) 受験資格又は資格要件の有無を確認する社内体制の構築：2020年11月に新設した「管理部」の「資格管理室」において、当社グループの受験資格や資格要件の充足を確認した上で、実務経験証明書を発行出来る体制としました。

(ウ) 適切な印章管理：2020年11月に印章管理規定を改定し、社用印章の登録及び保管、押印の申請及び記録の保管等について管理を強化し、運用状況のモニタリングを定期的に変更しております。

(エ) 適切な受験指導の実施：新設した「資格管理室」を受験指導及び計画立案の担当部署とし、資格受験に当たっては、社外の講習会の利用を案内しております。

- (オ) 受験資格チェック体制の構築：受験者の上長者及び所属部門長による確認を必須とした上、新設した「資格管理室」において実務経験証明書の確認を行うこととし、この確認を踏まえ証明書の発行を行う体制としました。また、「内部監査室」において定期的監査を行い、チェック体制が機能していることを確認することとしました。
- (カ) 内部監査部門の充実：2020年11月に社長直轄の「内部監査室」を設置し、専任の室長を配置することにより内部統制のモニタリング機能を強化しました。なお、当事業年度においても計画的に内部監査が実施されております。
- (キ) コンプライアンス部門の新設並びにリスク情報の速やかな共有と判断の実施：2020年11月に管理・コンプライアンス部門を新設するとともに、同部門内に新設した「管理部」に各事業部のリスク情報を一元的に集約可能な仕組みとし、経営陣に対して適時適切にリスク情報が報告される体制を構築し、情報集約及び報告が定期的に取り締役会へ行われております。
- (ク) 内部通報制度の見直し及び内部通報制度の周知の徹底：内部通報制度（ヘルプライン）を見直し、内部通報制度の実効性を高めるために、利用しやすい環境を整備し全役職員に周知し、2021年4月から運用を開始しました。なお、プライバシーに配慮の上、内部通報の有無についての報告が定期的に取り締役会へ行われております。
- (ケ) 役職員の人事ローテーションと人材育成：部署を超えて、会社全体の問題点や課題等を共有し、コミュニケーションの活性化を図るとともに、事業部・部署間での人事異動も意識的かつ計画的に実施するために、人材ローテーション計画を定期的に更新することとし、当事業年度において役員に関する後継人事計画をもとに、新たに設置されたガバナンス委員会を活用し、新たな役員選任の準備が行われております。
- (コ) コンプライアンス教育の徹底：新設の「内部監査室」が取締役（監査等委員）と協力して内部統制並びにコンプライアンス教育を継続して実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日期首残高	1,947	1,537	6,333	△9	9,808
会計方針の変更による累積的影響額			△84		△84
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	1,947	1,537	6,248	△9	9,723
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△235		△235
親会社株主に帰属する当期純利益			39		39
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△196	△0	△196
2022年3月31日期末残高	1,947	1,537	6,051	△9	9,526

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2021年4月1日期首残高	247	△19	△75	152	9,961
会計方針の変更による累積的影響額			△0	△0	△85
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	247	△19	△76	152	9,875
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△235
親会社株主に帰属する当期純利益					39
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△27	22	66	60	60
連結会計年度中の変動額合計	△27	22	66	60	△135
2022年3月31日期末残高	220	3	△10	213	9,740

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社水機テクノス
山田設備機工株式会社

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 3社
- ・主要な非連結子会社の名称 SUIDO KIKO VIET NAM CO., LTD
管工防熱株式会社
株式会社現代計装

連結の範囲から除いた理由

小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 3社
- ・主要な会社等の名称 Suido Kiko Middle East Co., Ltd.
SUIDO KIKO VIET NAM CO., LTD
西日本オートメーション株式会社

② 持分法を適用しない非連結子会社

- ・持分法を適用しない非連結子会社の名称 管工防熱株式会社
株式会社現代計装

持分法の適用の範囲から除いた理由

小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除いております。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用範囲の変更

西日本オートメーション株式会社は、当連結会計年度において株式を取得したため、持分法の適用範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・ 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 商品・製品・原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ. デリバティブ……………時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

ロ. 無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 受注損失引当金……………受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。
- ハ. 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ニ. 役員退職慰労引当金……………役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、当連結会計年度末に退任するものと仮定した場合の支払予定額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、上下水道事業、環境事業、機器事業において水処理事業に関わる水処理機械、水処理用機器類の製造、販売を主な内容として、これらに付随する保守点検、工事、運転・維持管理等の事業活動を展開しております

各事業では、工事請負契約等を締結の上で履行義務を認識し、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理をそれぞれ採用しております。

ロ. ヘッジ手段 為替予約取引

ハ. ヘッジ対象 外貨建債権債務

ニ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内関連規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場取引変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。なお、投機的な財務取引としては行わない方針としております。

ホ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っており有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引の特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を行っており有効性の判定を省略しております。

ヘ. その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行及び管理は、社内関連規程に基づき行っております。

⑦ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」並びに「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度よりそれぞれ「受取手形、売掛金及び契約資産」並びに「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

(退職給付債務の計算方法の変更)

当連結会計年度より、当社の連結子会社である株式会社水機テクノスの退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更は、採用計画に対する増員が着実に進捗していることに基づき、原則法の採用により退職給付債務計算の見積りの精度を高め、退職給付費用を期間損益計算により適切に反映できると判断したためであります。

当該会計方針の変更は、遡及適用され、当連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、利益剰余金の当期首残高は84百万円減少し、退職給付に係る調整累計額の当期首残高は0百万円減少しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において流動負債の「支払手形及び買掛金」として表示しておりました「電子記録債務」(前連結会計年度は996百万円)、及び「その他」として表示しておりました「賞与引当金」(前連結会計年度は214百万円)は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、流動負債に独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(顧客との契約から生じる収益のうち一定の期間にわたり移転される財又はサービスに基づく収益認識)

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額：15,545百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末までの進捗部分について財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

工事原価総額は、過去の工事の施工実績を基礎として、個々の案件に特有の状況を織り込んだ実行予算を使用しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等を都度反映しておりますが、見積りの前提条件の変更等（設計変更や天災等）により翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産 投資有価証券 10百万円

上記の担保は、宅地建物取引業の営業保証金であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,805百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 保証債務

以下の関係会社の工事請負契約に関し、金融機関が発行する銀行保証等に対して債務保証を行っております。

Suido Kiko Middle East Co.,Ltd. 2,253百万円 (69百万サウジリヤル)

6. 連結損益計算書に関する注記

持分法による投資損失

持分法適用の関連会社であるSuido Kiko Middle East Co., Ltd.（以下、SKME社）の財政状態並びに当社の債務保証差し入れ状況を勘案して当社の債務超過負担額を見積った結果、SKME社の債務超過額870百万円全額を当社負担として、持分法による投資損失を営業外費用に計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,295,968株	一株	一株	4,295,968株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	7,330株	40株	一株	7,370株

(注)自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	235百万円	55円	2021年3月31日	2021年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	235百万円	55円	2022年 3月31日	2022年 6月30日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき、必要な資金を調達することとしており、主として銀行借入や親会社である東レグループのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を活用し、機動的な資金調達をしております。また、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用することとしており、主として短期的な預金や東レグループのCMS等を活用した運用をし、投機的な取引は行わない方針としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産並びに長期貸付金は、顧客並びに貸付先の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式やその他の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5カ月以内の支払期日です。また、一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替の変動の見通しや予約コストを吟味しつつ先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(5)会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社グループは受取手形、売掛金及び契約資産については、与信管理規定に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。また、長期貸付金は、貸付先の信用リスクに応じた貸付額の決定を行い、期日及び残高を管理しております。いずれの債権においても、顧客並びに貸付先の財務状況等を把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社は、主要な通貨の外貨建取引について、通貨別支払先別に把握された為替の変動リスクに対して、原則としてデリバティブ取引管理に関する社内関連規程に準じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引については、取引権限等を定めた社内関連規程に基づき、経理部が取引及び記帳、契約先との残高照合等を行っております。

ハ. 流動性リスクの管理

当社グループは、担当部署が各種の入出金情報や手形の決済期日情報を基に、適時に資金繰計画を作成・更新し、一定の手許流動性の維持を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「未払法人税等」、「契約負債」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	525	525	—
資 産 計	525	525	—

（注）市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非 上 場 株 式	49
関 係 会 社 株 式	186
関 係 会 社 出 資 金	220

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：時価の算定日において企業が入手できる、活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないもの

レベル2の時価：資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプット

レベル3の時価：資産または負債について観察できないインプット

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	525	—	—	525
資産計	525	—	—	525

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式、国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」(5)会計方針に関する事項 ①重要な資産の評価基準及び評価方法 イ.有価証券」をご参照下さい。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	調整額	合計
	上下水道	環境	機器	計			
一時点で移転される財	3,472	581	623	4,676	12	—	4,689
一定の期間にわたり移転される財	17,831	140	—	17,972	—	—	17,972
顧客との契約から生じる収益	21,304	722	623	22,649	12	—	22,662
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	21,304	722	623	22,649	12	—	22,662

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(5)会計方針に関する事項」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	5,155	5,125
契 約 資 産	6,439	4,960
契 約 負 債	1,437	1,204

契約負債は主に、工事請負契約締結後に顧客から受け取った工事前払金であり、連結貸借対照表上、契約負債として表示しております。契約負債の減少は、契約締結後に受領した工事前払金が、工事出来高の進捗により収益認識されたことに伴い減少したことによるものです。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額において重要性のあるものはございません。

- (4) 締結から履行義務の完了までの契約に関する受注残高の金額

当連結会計年度末において締結から履行義務の完了までの契約に関する受注残高の金額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超	合計
上下水道	12,970	6,245	5,307	1,305	25,829
環境	165	—	—	—	165
機器	43	—	—	—	43
合計	13,179	6,245	5,307	1,305	26,038

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,271円17銭
 (2) 1株当たり当期純利益 9円16銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症拡大が当社グループに及ぼす影響及び収束時期の予想は困難ではあるものの、現時点における当社グループの事業計画進捗状況、並びに社会経済情勢の最新情報等に鑑み限定的であるとの仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は不確定要素が多く、今後の情勢変化次第では、翌連結会計年度（2023年3月期）以降の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(従業員賞与引当金)

従来、未払金として流動負債のその他に含めて計上していた従業員賞与について、連結計算書類作成時に支給額が確定しないこととなったため、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」（日本公認会計士協会リサーチ・センター審査情報No.15）に基づき、当連結会計年度より支給見込額を「賞与引当金」として計上しております。なお、前連結会計年度においては、支給確定額286百万円を未払金として流動負債のその他に含めて計上しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	其 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
2021年4月1日期首残高	1,947	1,537	1,537	153	1,050	3,995	5,198	△9	8,673
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△235	△235		△235
当期純利益						34	34		34
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△201	△201	△0	△201
2022年3月31日期末残高	1,947	1,537	1,537	153	1,050	3,794	4,997	△9	8,472

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日期首残高	236	236	8,910
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△235
当期純利益			34
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△25	△25	△25
事業年度中の変動額合計	△25	△25	△226
2022年3月31日期末残高	211	211	8,683

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

……………移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 商品・製品・原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

……………時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、上下水道事業、環境事業、機器事業において水処理事業に関わる水処理機械、水処理用機器類の製造、販売を主な内容として事業活動を展開しております。

各事業では、水処理機械、水処理用機器類の製造、販売において工事請負契約等を締結の上で履行義務を認識し、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 受注損失引当金……………受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。
- ③ 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金……………役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、当事業年度末に退任するものと仮定した場合の支払予定額を計上しております。

- ⑥ 債務保証損失引当金……………債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理をそれぞれ採用しております。

② ヘッジ手段 為替予約取引

③ ヘッジ対象 外貨建債権債務

④ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内関連規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場取引変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。なお、投機的な財務取引としては行わない方針としております。

⑤ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っており有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引の特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を行っており有効性の判定を省略しております。

⑥ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行及び管理は、社内関連規程に基づき行っております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」、「売掛金」並びに「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度よりそれぞれ「受取手形」、「売掛金及び契約資産」並びに「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記
該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(顧客との契約から生じる収益のうち一定の期間にわたり移転される財又はサービスに基づく収益認識)

(1) 当年度の計算書類に計上した金額：12,590百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末までの進捗部分について財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

工事原価総額は、過去の工事の施工実績を基礎として、個々の案件に特有の状況を織り込んだ実行予算を使用しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等を都度反映しておりますが、見積りの前提条件の変更等（設計変更や天災等）により翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産 投資有価証券 10百万円

上記の担保は、宅地建物取引業の営業保証金であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,583百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 保証債務

以下の関係会社の工事請負契約に関し、金融機関が発行する銀行保証等に対して債務保証を行っております。

Suido Kiko Middle East Co., Ltd. 2,253百万円（69百万サウジリヤル）

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権 494百万円

② 短期金銭債務 171百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売 上 高	583百万円
仕 入 高	695百万円
その他の営業取引高	55百万円
営業取引以外の取引高	95百万円

(2) 債務保証損失引当金繰入額

持分法適用の関連会社であるSuido Kiko Middle East Co.,Ltd.（以下、SKME社）の財政状態並びに当社の債務保証差し入れ状況を勘案して当社の債務超過負担額を見積った結果、SKME社の債務超過額870百万円全額を当社負担として、債務保証損失引当金繰入額を営業外費用に計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	7,330株	40株	一株	7,370株

(注)自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	683百万円
役員退職慰労引当金	20
未払事業税	12
減価償却費	3
投資有価証券評価損	318
棚卸資産評価損	44
減損損失	14
貸倒引当金	250
賞与引当金	87
受注損失引当金	64
債務保証損失引当金	266
その他	126
繰延税金資産小計	1,892
評価性引当額	△640
繰延税金資産合計	1,252

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金

繰延税金負債合計

繰延税金資産の純額

△79

△79

1,172

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	東レ㈱	147,873	合成繊維、 プラスチック ・ケミカル等 の製造販売	(被所有) 直接51.2	水処理事業 分野での 業務提携 役員の兼任等	製品等の販売 (注)1.	38	売掛金 電子記録 債権	2 5
						製品等の仕入 (注)1.	142	買掛金 電子記録 債務	10 86
						資金の借入 利息の支払 (注)2.	— 0	未払費用	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品等の販売価格その他の取引条件は、市場での実勢を勘案して協議により決定しております。
2. 資金の借入は、東レグループ内におけるCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）利用によるもので、当社と東レ株式会社との間で基本契約を締結しております。また、利息の支払に関しては同取引に伴うもので、利息の利率は市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額については、純額で表示しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	㈱ 水機 テクノス	80	水処理装置 ・機械の点 検、修理 水処理施設 の運転・維 持管理	100.0	当社製品の 販売・据付 工事の請負 役員の兼任 等	製品等の販売 (注) 1.	544	売掛金	176
						資金の返済 利息の受取 (注) 2.	0	短期貸付金 未収入金	— —
						製品等の仕入 (注) 1.	349	買掛金	35
						建物の貸与 (注) 3.	26	—	—
関連会社	Suido Kiko Middle East Co., Ltd.	7,000万 サウジリヤル	中東諸国に おける上下 水道及び環 境装置の製 造・販売	49.0	当社技術・ 製品の供給 役員の兼任 債務保証等	債務保証損失 引当金繰入額	870	債務保証 損失引当金	870
						保証債務 (注) 4.	2,253	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品等の販売価格その他の取引条件は、市場での実勢を勘案し協議により決定しております。
 2. 資金の貸付に関する利息の利率については、市場金利を勘案して決定しております。
 3. 建物の貸与については、近隣の相場等を参考にして賃料を設定しております。
 4. Suido Kiko Middle East Co., Ltd. の工事請負契約に関し、金融機関が発行する銀行保証等
 に対して債務保証を行っております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,024円83銭
 (2) 1株当たり当期純利益 8円07銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

連結注記表の「12. その他の注記(追加情報)」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(従業員賞与引当金)

従来、未払金に含めて計上していた従業員賞与について、計算書類作成時に支給額が確定しないこととなったため、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」(日本公認会計士協会リサーチ・センター審査情報No. 15)に基づき、当事業年度より支給見込額を「賞与引当金」として計上しております。なお、前事業年度においては、支給確定額286百万円を未払金に含めて計上しております。